

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 に関するQ & A（第7版（未定稿）） ＜事業実施・実績報告編＞

注意

本Q & Aは、随時見直しを行っております。

ご使用の際は、必ず最新版のQ & Aをご確認下さい。

本版は、関係法令の公布・施行後、速やかに事業を開始できるようにするため、事前の認定申請に必要な取扱いを記載したものです。令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）を踏まえて記載しておりますが、今後内容等が変更になることもあり得ますのであらかじめご了承ください。変更がなければ関係法令の公布・施行後に定稿となります。

2019年12月20日

内閣府 地方創生推進事務局

目 次

4. 寄附の受領について

Q 4-1. 寄附の受領時期	1
Q 4-2. 寄附の金額の目安に対するペナルティ	1
Q 4-3. 事業費確定前の寄附の申し出	1
Q 4-4. 現物寄附の取扱い	2
Q 4-5. 出納整理期間中の寄附受領	2
Q 4-6. 地方創生応援税制の対象法人	2
Q 4-7. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附①	2
Q 4-8. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附②	3

5. 寄附企業に対する行為の制限について

Q 5-1. 経済的利益の供与とは①	3
Q 5-2. 経済的利益の供与とは②	3

6. 変更・取消しについて

Q 6-1. 地域再生計画の変更認定申請	4
Q 6-2. 対象事業の繰り越し	4
Q 6-3. 地方版総合戦略の改訂	5
Q 6-4. 適用対象外地方公共団体となった場合の手続	5
Q 6-5. K P I 未達成の場合の手続	5
Q 6-6. 地域再生計画の認定取消事由	5
Q 6-7. 地域再生計画の認定取消がなされた場合の寄附金の取扱い	6

7. 税額控除について

Q 7-1. 税制優遇措置の内容	6
Q 7-2. 税制優遇措置を受けるための企業における手続	6
Q 7-3. 受領証の交付①	7
Q 7-4. 受領証の交付②	7

8. 効果検証及び報告について

Q 8-1. 国への事業報告	7
Q 8-2. 寄附額が事業費を上回った場合の対応	7
Q 8-3. 国への事業報告の公表	8
Q 8-4. 住民に対する効果検証結果の公表	8
Q 8-5. 寄附企業に対する効果検証結果の公表	8

9. 地方議会との関係について

- Q 9-1. 議会对応 8
- Q 9-2. 地方自治法上の「負担付の寄附」 9

10. 広報について

- Q10-1. 国の広報 9
- Q10-2. 地方公共団体の広報 9

参考様式

- ・ A 4-3 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について 10
- ・ A 7-3 : 受領証 11
- ・ A 8-1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について 12

4. 寄附の受領について

<p>Q4-1. 法人からの寄附はいつ受領することができるのですか。</p>	<p>A4-1. 法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。 ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、 ・事業費の確定後に寄附を受領する場合は、事業費の範囲内で、 <p>受領してください。 事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能となります。 事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、最終的に寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。 また、事業実施後に国へ当該事業の実施状況を報告する際に、寄附法人の法人番号を記載することとしているため、寄附を受領する際に把握するように努めてください。 なお、基金への積立てに充てる寄附については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照してください。</p>
<p>Q4-2. 地域再生計画に定めた寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合にペナルティが課せられることはあるのですか。</p>	<p>A4-3. 寄附の金額の目安とは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額を指します。 したがって、寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合であってもペナルティが課せられることはありません。</p>
<p>Q4-3. 事業費が確定する前に、企業から寄附の申し出を受けることはできますか。</p>	<p>A4-3. 事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能です。認定後に特例措置が活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明するようにしてください。 その際、地方公共団体において、企業からの寄附の申し出を記</p>

	録しやすいよう、別添に参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。
<p>Q 4-4.</p> <p>寄附を現金ではなく、現金以外の物品等の資産で受領することは可能ですか。</p>	<p>A 4-4.</p> <p>税法上、現金以外の資産であっても、事業に直接供することができるものであり、かつ、支出時の資産の価額を計算できるものであれば、地方創生応援税制の適用がある寄附として受領することが可能となる場合もあります。</p> <p>ただし、一般に、物品による寄附については、当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領するようにしてください。</p>
<p>Q 4-5.</p> <p>寄附を受領した日が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施年度の出納整理期間となった場合、当該寄附を事業実施年度の歳入として取り扱うことは可能ですか。</p>	<p>A 4-5.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てられる必要がありますので、実際の寄附金の受領時期が出納整理期間になることが予想される場合には、基金を活用した事業による場合を除き、寄附を行う法人に対して年度内に納入通知書を発しておく必要があります。この場合には、当該寄附金は事業実施年度の歳入となります。</p> <p>なお、寄附を行った法人に対する税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されることとなります。そのため、事業年度が4月1日に始まる法人が3月31日までに寄附を行い、前事業年度に本税制の適用を受けることを希望する場合には、当該法人とよく相談の上、事業の執行を管理して年度内に寄附を受領できるようにしてください。</p>
<p>Q 4-6.</p> <p>どのような法人からの寄附であっても、地方創生応援税制の対象となりますか。</p>	<p>A 4-6.</p> <p>外国法人を含め、青色申告書を提出している法人からの寄附であれば、地方創生応援税制の適用を受けることができます。</p> <p>ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施する地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用はありません。</p>
<p>Q 4-7.</p> <p>企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外することとされていますが、「本社の立</p>	<p>A 4-7.</p> <p>地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」のことを指します。</p>

<p>地する地方公共団体」とは何を指しますか。</p>	
<p>Q 4 - 8 . 本社が所在する地方公共団体への寄附は、地方創生応援税制の対象外とされていますが、本社が所在する地方公共団体とはどの範囲を指すのですか。</p>	<p>A 4 - 8 . 事業実施主体が市町村である場合は、市町村単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象外となる一方、同じ都道府県内の他の市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象となります。 事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する都道府県内に本社が所在する企業の寄附については、全て地方創生応援税制の対象外となります。</p>

5. 寄附企業に対する行為の制限について

<p>Q 5 - 1 . 内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、どのような行為を行ってはいけないのですか。</p>	<p>A 5 - 1 . 法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。 a. 補助金を交付すること。 b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。 c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。 d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。 e. このほか、経済的な利益を供与すること。 なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。</p>
<p>Q 5 - 2 . 寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような事例が該当しますか。</p>	<p>A 5 - 2 . 内閣府令において寄附の代償としての経済的な利益を供与することは禁止されていますが、経済的な利益の供与に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることになります。 一般的に、経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。</p>

	<p>①寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。</p> <p>②地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。</p> <p>③まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。</p> <p>④社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。</p> <p>他方で、経済的な利益の供与に該当する例は、以下のとおりとなります。</p> <p>①商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。</p> <p>②寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。</p> <p>③まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。</p>
--	---

6. 変更・取消しについて

<p>Q 6 - 1.</p> <p>認定後の地域再生計画について、事業内容や期間にどの程度の変更がある場合に、変更認定申請が必要となりますか。</p>	<p>A 6 - 1.</p> <p>原則として認定を受けた地域再生計画の内容に変更があった場合には、変更認定申請が必要です。</p> <p>ただし、軽微な変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更）については、変更認定申請の必要はありません（別途内閣府への報告をお願いします。）。具体のケースについては、個別にご相談ください。</p> <p>なお、寄附額については事業実施後に報告をいただきますので、地域再生計画の認定時点から変更があった場合でも変更認定申請は必要ありません（Q 8 - 1 参照）。</p>
<p>Q 6 - 2.</p> <p>認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。</p>	<p>A 6 - 2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。</p> <p>ただし、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできません。一方、企業が寄附を支払うことを書面で通知している場合等、債権債務関係が確定し</p>

	<p>ているとみなせる場合には、未収入特定財源としての寄附を繰り越すことができます。なお、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。</p>
<p>Q 6 - 3.</p> <p>地域再生計画の認定を受けた後に、地方版総合戦略を改訂した場合、地域再生計画の変更認定申請が必要となりますか。〈再掲〉</p>	<p>A 6 - 3.</p> <p>地方版総合戦略を改訂したことをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要となるわけではありませんが、認定を受けた地域再生計画の内容に変更が生じる場合には、変更認定申請が必要です。</p>
<p>Q 6 - 4.</p> <p>複数年計画で地域再生計画の認定を受けていた場合に、認定後に不交付団体になるなどして認定基準を満たさなくなった場合、認定の効果はどうなりますか。</p>	<p>A 6 - 4.</p> <p>認定後に不交付団体となり、認定基準を満たさなくなった場合には、当該年度以降の事業実施期間を削る等の変更認定申請が必要となります。</p>
<p>Q 6 - 5.</p> <p>K P I を達成できなかった場合、認定地域再生計画はどうなりますか。</p>	<p>A 6 - 5.</p> <p>地域再生計画に記載された事業として適切に実施されたのであれば、K P I を達成できなかったとしても、直ちに地域再生計画の認定の取消しを行うものではありません。</p> <p>ただし、K P I が達成できなかった場合には、その要因の分析を客観的に行い、分析の結果を国に報告するとともに、次年度以降の事業内容を見直す必要があります。</p> <p>また、K P I の達成状況について改善が見られない状況が続く場合には、認定が取り消されることもあります。</p>
<p>Q 6 - 6.</p> <p>どのような場合に地域再生計画の認定が取り消されることとなるのですか。</p>	<p>A 6 - 6.</p> <p>地域再生計画の認定基準に適合しなくなったと認められる場合には、認定が取り消されることがあります。</p> <p>具体的には、以下の事例が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が寄附企業に対し、寄附の見返りとして、経済的利益の供与を行った場合 ・受け入れた寄附額が事業費を上回る場合等、寄附が事業の実施に必要な費用に充てられないことが明らかになった

	<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの事情により、計画に基づく事業を実施しても、当初の目標が達成される見込みが無くなった場合 ・事業実施のスケジュールが大幅に遅延した場合や事業の実施が不可能となった場合等、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合
<p>Q 6 - 7.</p> <p>地域再生計画の認定が取り消されることとなる場合のうち、受け入れた寄附額が事業費を上回る場合等、寄附が事業の実施に必要な費用に充てられないことが明らかになった場合とは、具体的にどのようなことを想定しているのですか。</p>	<p>A 6 - 7.</p> <p>寄附が事業の実施に必要な費用に充てられないことが明らかとなった場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附が事業費を上回ることが明らかであるにもかかわらず、更に寄附を募るなど、地方公共団体の行為が悪質である場合 ・寄附を基金への積立てに充てる事業について、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがある場合 ・実績報告により寄附額が事業費を上回り、国が地方公共団体に対し是正の措置の要求を行ったにもかかわらず従わない場合 <p>を想定しており、特に、是正の措置の要求に従わない等、地方公共団体に悪質性が見られる場合に認定を取り消すことを原則として考えています。</p>

7. 税額控除について

<p>Q 7 - 1.</p> <p>地方創生応援税制は、どのような税制優遇措置ですか。</p>	<p>A 7 - 1.</p> <p>法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置です。</p> <p>A) 法人住民税 寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20% が上限）</p> <p>B) 法人税 法人住民税の控除額が寄附額の 4 割に達しない場合、寄附額の 4 割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の 1 割、法人税額の 5% が上限）</p> <p>C) 法人事業税 寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20% が上限）</p>
<p>Q 7 - 2.</p> <p>優遇措置を受けるために、企業は何らか</p>	<p>A 7 - 2.</p> <p>租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた</p>

<p>の申請が必要ですか。</p>	<p>受領証の写しを提出（法人税の申告にあつては保管）する必要があります。</p> <p>税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。</p>
<p>Q 7 - 3.</p> <p>地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。</p>	<p>A 7 - 3.</p> <p>内閣府令で規定する様式を受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります（地域再生法施行規則第 14 条及び別記様式 3、別添を参照）。</p>
<p>Q 7 - 4.</p> <p>企業から複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に受領した場合に、事業ごとに受領証を交付する必要がありますか。</p>	<p>A 7 - 4.</p> <p>事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。</p>

8. 効果検証及び報告について

<p>Q 8 - 1.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業実施後に国への報告が必要ですか。</p>	<p>A 8 - 1.</p> <p>毎年度終了後（当該年度の終了日が事業の期間内である場合に限る。）及び事業完了後、速やかに、地域再生法施行規則別記様式及び地域再生計画認定申請マニュアル（各論）で定めるところにより、K P I の達成状況、地方創生応援税制に係る寄附を充てた事業費の総額、地方創生応援税制に係る寄附の総額等を報告してください。</p> <p>また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、年度ごとに報告していただく必要があります。</p> <p>なお、事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、別添の参考様式を参考に、国への報告の後に、地方公共団体から寄附企業に対して確実に事業に充当した旨の報告書を提出してください。</p>
<p>Q 8 - 2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、受け入れた寄附額が事業費を上回</p>	<p>A 8 - 2.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てられる必要があることから、寄附の総額が事業費を超えないように適切に管理を行ってください。</p>

<p>ったことが判明した場合には、どのように対応すべきでしょうか。</p>	<p>天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。</p> <p>なお、国への実施報告（Q8-1参照）において、寄附額が事業費を上回っていることが判明した場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。加えて、地方創生推進交付金の特例部分（横展開タイプ事業の4、5年目）については認められず、仮に、当該年度の事業に着手している場合には、交付決定の取消や当該費用に係る交付金の返還等が必要となる場合があります。</p>
<p>Q8-3. 国への報告内容は公表されますか。</p>	<p>A8-3. 事業実施報告書を一律に公表することはありません。</p> <p>ただし、寄附額が事業費を上回っていることが明らかになった場合等、報告内容によっては、地域再生計画の認定の取消し等となることもあり、仮に認定が取り消された場合には、内閣府ホームページでその旨が公示されます。</p>
<p>Q8-4. 事業検証の結果について、住民に対して公表する必要がありますか。</p>	<p>A8-4. 企業の寄附を活用し、効果が高い地方創生事業が行われたことを住民が知ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようにしてください。</p>
<p>Q8-5. 事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対して報告する必要がありますか。</p>	<p>A8-5. 企業は、寄附を行った事業がどのような成果を上げたかについて、株主や社内に説明する必要があると考えられますので、寄附企業に対して事業検証の結果を報告するようにしてください。</p> <p>具体的な報告の方法については、国において一律に定めるものではありませんが、寄附企業に対して個別にお知らせするなど、それぞれの地方公共団体の判断で適切な方法により行うようにしてください。</p>

9. 地方議会との関係について

<p>Q9-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、議会にどのよ</p>	<p>A9-1. 事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分に審議をしてください。</p> <p>また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄</p>
---	--

うに対応するべきですか。	附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいです。
<p>Q 9 - 2.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、地方自治法上の「負担付の寄附」に該当することとなり、歳入に当たって地方議会の議決が必要となるのではないのでしょうか。</p>	<p>A 9 - 2.</p> <p>地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません。</p>

10. 広報について

<p>Q 1 0 - 1.</p> <p>認定を受けた地域再生計画に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、企業がどのようにして知ることができるのでしょうか。</p>	<p>A 1 0 - 1.</p> <p>地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画については、一覧表及び全ての地域再生計画を内閣府のホームページで公表します。</p> <p>また、地方公共団体においても、認定を受けた事業をホームページで公表することをはじめ、企業に対して積極的にPRをするようにしてください。</p>
<p>Q 1 0 - 2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った企業の名前や寄附額を公表する必要がありますか。</p>	<p>A 1 0 - 2.</p> <p>寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。</p> <p>なお、国においても、寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表しています。</p>

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(法人名)

(法人番号)

貴団体で実施される予定である〇〇事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

_____ 円

※なお、上記の寄附は指定のあった時期（〇月頃）に振り込みます。

別記様式第 3 (第 1 4 条関係)

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第 1 3 条の 2 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

※該当する場合には、() 内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施期間及び区域を記載すること。

() 地域雇用開発助成金の対象となる事業 (実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) (区域:) に対する寄附として受領したもの

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、〇〇年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円